

平成29年6月高浜市議会定例会会議録（第4号）

日 時 平成29年6月16日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第36号 高浜市情報公開条例の一部改正について
議案第37号 高浜市税条例の一部改正について
議案第38号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
議案第39号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第40号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
議案第41号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について
- 日程第2 議案第42号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第1回）
議案第43号 平成29年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	長谷川広昌	6番	黒川美克
7番	柴田耕一	8番	幸前信雄
9番	杉浦辰夫	10番	杉浦敏和
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩													
副	市	長	神谷坂敏												
教	育	長	都築公人												
企	画	部	長	神谷美百合											
総	合	政	策	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	野	口	恒	夫

人事グループリーダー	杉 浦 崇 臣
総 務 部 長	内 田 徹
行政グループリーダー	山 本 時 雄
行政グループ主幹	中 川 幸 紀
財務グループリーダー	岡 島 正 明
市民総合窓口センター長	大 岡 英 城
市民窓口グループリーダー	三 井 まゆみ
市民生活グループリーダー	芝 田 啓 二
税務グループリーダー	山 下 浩 二
福 祉 部 長	加 藤 一 志
地域福祉グループリーダー	木 村 忠 好
介護保険・障がいグループリーダー	竹 内 正 夫
介護保険・障がいグループ主幹	唐 島 啓 一
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
生涯現役まなぶりグループリーダー兼保健福祉グループリーダー	磯 村 和 志
こども未来部長	中 村 孝 徳
こども育成グループリーダー	都 築 真 哉
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
都市整備グループリーダー	田 中 秀 彦
企業支援グループリーダー	島 口 靖
都市防災グループリーダー	神 谷 義 直
上下水道グループリーダー	杉 浦 睦 彦
地域産業グループリーダー	板 倉 宏 幸
会 計 管 理 者	杉 浦 嘉 彦
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
学校経営グループ主幹	村 越 茂 樹
監査委員事務局長	杉 浦 義 人

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	加 藤 元 久
主 査	加 藤 定
主 査	内 藤 修 平

議事の経過

○議長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（杉浦辰夫） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

なお、審議の途中において、執行部のグループリーダー等が席を移動することがありますので、あらかじめ御了承願います。

○議長（杉浦辰夫） 日程第1 議案第36号から議案第41号までを会議規則第34条の規定により一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、第何号議案であるかをお示しいただきますようお願いいたします。

2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） おはようございます。では、総括質疑をさせていただきます。

議案第37号 高浜市税条例の一部改正についてお伺いいたします。

高浜市税条例の改正については、今まで控除対象配偶者とされていたものが同一生計配偶者に名称が変更されることですが、今回の市税条例では直接、配偶者控除等の改正を規定しているものではないことを理解はしています。平成31年1月1日より、配偶者控除と配偶者特別控除が見直されることについて、参考までに地方税法における配偶者控除と配偶者特別控除の主な改正内容についてお示してください。

○議長（杉浦辰夫） 税務グループ。

○税務G（山下浩二） では、お答えをいたします。

配偶者控除につきましては、改正後は納税者本人の合計所得金額によって配偶者控除額が変動する仕組みとなります。具体的には納税者の合計所得金額が1,000万円超の場合は、配偶者控除の適用外ということになります。

次に、配偶者特別控除でございますが、改正後におきましては配偶者の合計所得金額が123万

円以下まで要件が拡大されますが、配偶者控除と同様に所得制限が設けられまして、納税者本人の合計所得金額によって控除が変動する仕組みとなります。

以上でございます。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） それでは配偶者控除、配偶者特別控除が改正された場合、高浜市ではどれくらいの影響があると予想されていますか。

○議長（杉浦辰夫） 税務グループ。

○税務G（山下浩二） 平成28年度の決算見込みベースでお答えいたしますと、配偶者控除につきましては219名が控除が受けられなくなり、税金としては約520万円の増収となります。配偶者特別控除につきましては、新たに756名が控除が受けられるようなことになりまして、税金としては1,200万円の減収となります。合計で税金としては680万円の減収と見込んでございます。なお、減収分につきましては全額国費で負担をされると聞いております。

以上でございます。

○2番（神谷利盛） ありがとうございます。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） では、議案第41号についてお聞きしたいと思います。

幼稚園の授業料徴収の件ですが、説明では今回の改正の影響額が9万6,000円ということでしたが、こちらが保育料へどう影響するのか、そして減額については、いつから減額されるのかというのを教えてください。

○議長（杉浦辰夫） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 今回の幼稚園授業料の徴収条例の改正の関係で、保育園の保育料の影響額というふうな御質問というふうに理解してよろしいでしょうか。子ども・子育て支援新制度では、保育園などの利用者負担額については、子ども・子育て支援法施行令で定める額を限度として、市が利用者負担額を定めることとされております。

本市では、この利用者負担額を「高浜市特定教育・保育施設等利用者負担に関する規則」で規定をしております。今回の子ども・子育て支援法施行令の改正では、保育園や認定こども園などの保育料に関する規定についても同様の改正がされておりまして、その影響が見込まれておるところでございます。

この影響額についてですが、いわゆる3歳以上児と3歳未満児に当たる保育認定部分については、平成29年度の状況で試算をいたしましたところ、影響のある児童が12名、影響額が月額で1万6,450円、年額にいたしますと19万7,400円と見込んでおります。また、認定こども園の3歳以上児の幼稚園機能に当たる教育認定については、影響のある児童が2名、影響額が月額で4,000

円、年額にしますと4万8,000円を見込んでおるところでございます。保育園や認定こども園の保育料等については、4月1日から適用ができますよう2月中に規則改正を既に行っておりまして、今年度4月の保育料から改正後の保育料で徴収をしておるところでございます。

なお、昨年度については、遡及適用により4月から8月分までの減額分を還付対応しております。9月以降の保育料で改正後の保育料による徴収をさせていただいており、利用者の皆さんには若干御迷惑をおかけしておりましたので、今年度は速やかな対応ができるよう改善をしたところでございます。

○議長（杉浦辰夫） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。幼稚園の授業料の減免なのですが、毎年条例改正がされていると思うんですが、利用者のためにも保育料と同様に速やかな減免の改正に対応できるように何か措置ができないのか教えてください。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 利用者のためにも、保育料と同様に速やかに対応できないかという御質問でございますけれども、ただいまリーダーのほうで御説明申し上げましたように、本市におきましては、保育園につきましては利用者負担額の規則のほうで、それから公立幼稚園の授業料については条例で定めておるところでございます。

平成27年度の新制度の開始にあわせまして、各自治体、新制度前からの規定を踏まえましてそれぞれの方法をとられておることでございますけれども、公立幼稚園の授業料につきましては、近隣でも多くの自治体が条例で授業料の減免の規定を設けた上で、減免額については規則委任されているような状況でございます。

本市におきましては、新制度開始前から条例のほうで減免額についても規定しておったことから、新制度導入時におきましても条例に規定は残したまま減免額を改正する対応をいたしました。子ども・子育て支援新制度の開始後、国につきましては幼児教育の無償化に向けて段階的に取り組みを推進しておる状況でございますが、財源確保の面が課題となっておりますことから、毎年少しずつ拡充のほうをされておるといような状況でございます。国からの確定した情報というのは、例年年度末づけの通知となることが多いのがこれまでの現状でございます。

授業料の減免につきましては、これまでも市民税所得割額の算定後の対応になるということから、おおむね例年7月以降の対応というふうになっておりますので、これに支障のないように心がけて事務のほうを行っているところでございますけれども、今後も国の制度改正が見込まれるという状況であるということから、保護者の方に速やかにお知らせができるよう、減免額の規則委任ができるような条例改正のほうを今後考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 第37号、市税条例の一部改正についてですが、何でもないようなことでもあるんですが、「あん分」を「按分」に改め、ということで平仮名を漢字に改めるというのが出ていますが、これは何でまたこの時期にこういう改正になったのかというのをちょっとお示しいただきたいと思います。

それから、第39号の国民健康保険税条例ですが、どれぐらいの該当する人がいるのか、世帯数はどれぐらい該当するのかお示してください。それまでお願いします。

○議長（杉浦辰夫） 税務グループ。

○税務G（山下浩二） それでは、文言の整理の時期でございますが、これは今回の本来の内容とは直接は影響するものではございませんが、条例改正の機会を捉えて、それまで疑義があったような内容についてはよりわかりやすくするような観点から整理をさせていただくということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 影響する世帯数ということでございますけれども、こちらのほうの世帯数なんですけど、平成28年度の本算定時のデータのほうからの推測になりますのでよろしくお示しいただきたいと思います。

今回影響する世帯の推移としては、軽減対象世帯1,173世帯が1,197世帯と24世帯ほど増加を見込んでおります。内訳といたしましては、5割軽減の拡大として5割軽減世帯である602世帯が619世帯と、17世帯ほどの見込みです。あと、この17世帯につきましては、2割軽減世帯から5割軽減世帯への移行世帯というふうに推測をしています。

また、2割軽減のほうなんですけれども、こちらのほうは571世帯が578世帯と7世帯の増加を推測しています。これは軽減拡大に伴い、新たに2割軽減世帯へ24世帯が該当となるものの、2割軽減世帯から5割軽減世帯への移行が17世帯あるという推測のもとですのでよろしくお示しいただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第36号から議案第41号までの質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第36号から議案第41号までについては、会議規則第36条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

○議長（杉浦辰夫） 日程第2 議案第42号及び議案第43号を会議規則第34条の規定により一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、第何号議案であるかとページ数及び款・項・目・節をお示しい

ただようお願いいたします。

質疑ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、これをもって議案第42号及び議案第43号の質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第42号及び議案第43号については、会議規則第36条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会及び公共施設あり方検討特別委員会に付託いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

常任委員会及び公共施設あり方検討特別委員会の開催により、6月17日から28日までを休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、6月17日から28日までを休会とすることに決定いたしました。

再開は、6月29日午前10時であります。

本日は、これをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前10時14分散会
